

オープンカウンター公告

令和6年9月24日

明石市長 丸谷 聡子

(公印省略 財務室契約担当)

物 品 名	形 質	数 量	備 考
令和7年度償却資産（固定資産）申告の手引き	仕様書のとおり		
仕様書のとおり			

1	案件番号	<u>7-2</u>
2	見積書提出期限	<u>令和6年10月8日</u> <u>午後2時00分</u> まで
※一度提出された見積書は、書き換え、引き換え又は撤回等することはできませんのでご注意ください。		
3	見積書提出場所	明石市財務室契約担当
4	納 入 場 所	資産税課
5	納 入 期 限	令和6年11月13日
6	参加要件 (①②のいずれも満たす者)	①市内業者または準市内業者 ②明石市競争入札等参加資格者名簿（物品・サービス部門）の物品の製造売上の部に契約の種類が <u>印刷写真</u> で登録されており、かつ、業種区分が <u>一般印刷</u> で登録されていること。
7	契約保証金	免除
8	消費 税 の 取 扱	落札金額に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とします。 見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
9	同 等 品 の 取 扱	仕様書で同等品による見積りを可能としている場合に、 <u>見積書提出前の指定日時までに担当課で同等品の承認を得ていない見積者の見積りは無効となります。また、見積ったメーカー・型番を見積書の備考欄に必ず記載してください。</u>
10	質 問 期 限	仕様書に対する質問がある場合は <u>明石市財務室契約担当宛に令和6年9月30日（月）午後1時まで</u> にメールまたはFAXで指定様式にて提出してください。（期限を過ぎての質問は受付できませんのでご注意ください）。
11	質 問 に 対 す る 回 答	<u>令和6年10月2日（水）午後1時（予定）</u> に明石市ホームページ入札コーナーに掲載します。回答を確認のうえ見積書を提出してください。
12	その他	明石市オープンカウンター方式実施試行要領、明石市契約規則ほか関係法規を確認のうえ見積書を提出してください。

見積書

品名 令和7年度償却資産(固定資産)申告の手引き

金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

品名	形質	数量	単価	金額
償却資産(固定資産)申告の手引き	仕様書のとおり			

備考

上記の物品については、明石市契約規則その他関係法令等書類等熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

明石市長 様

住所

商号又は名称

見積者

代表者職氏名

印

業者コード()

- ※注意 ①見積書は訂正しないこと。
 ②見積書に掲載する金額は、見積もった契約金額の 100/110に相当する金額を見積書に記載すること。

令和6年度 償却資産（固定資産）申告の手引き

市税につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、土地や家屋に固定資産税が課税されることは、すでにご存知のとおりですが、**償却資産についても固定資産税が課税されます。償却資産とは土地や家屋以外で事業の用に供されている構築物や機械、器具、備品などの資産のことです。**償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくこととなっています（地方税法第383条）。

つきましては、この手引きをご参照の上、申告書等を作成いただき、期限内にご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限	令和6年1月31日（水） できるだけ1月19日（金）までにご提出くださるよう、ご協力をお願いします。
提出先 問い合わせ先	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 資産税課 償却資産担当 電話（078）918-5238（直通）

※ 窓口でのご申請の場合、混雑によりお待ちいただくことがあります。郵送または電子申告（5ページをご確認ください）もご利用いただけます。是非ご利用ください。

※ 申告書を郵送される場合に、**本人控用**の申告書（受付印押印）の返送が必要な方は、切手を貼った返信用封筒をご同封ください。

※ **資産の増加も減少もない場合は**申告書の「18備考」欄の「1. 増減なし」に○をつけ、ご提出ください。

※ **申告する資産がない場合についても**申告書の「18備考」欄の「2. 該当資産なし」に○をつけ、ご提出をお願いいたします。

※ 個人の方は、マイナンバー（個人番号）を記入していただきますが、番号確認書類と身元確認書類が必要です。

【ご本人が申告に来庁する場合】 次の①及び②が必要です。

- ① ご本人の番号確認書類・・・個人番号カードや通知カードなど
- ② ご本人の身元確認書類

1点で良いもの・・・写真付身分証明書（運転免許証、個人番号カードなど）

2点必要となるもの・・・各種健康保険証、年金手帳、官公署発行の各種証明書など

【郵送で提出する場合】 上記「ご本人が申告に来庁する場合」にある①及び②の写しを添付してください。（健康保険証の写しにおいては、記号、番号、保険者番号の箇所はマスキングしてください。）

目次

参考1	主な業種別の償却資産	3
I	償却資産の申告について	
1	申告をしていただく方	4
2	提出書類	4
3	初めて申告される方	4
4	前年度までに申告された方	5
5	令和6年1月1日現在、市内で事業をしていない方	5
6	電子申告される方	5
II	償却資産のあらまし	
1	償却資産とは	6
2	申告の対象となるもの	6
3	申告の対象とならないもの	7
4	少額資産等の取扱い	7
5	償却資産の種類と主な事例	7
6	家屋の建築設備と償却資産の区分	8
7	テナントの内装	8
8	国税と固定資産税の取扱いの相違	9
9	実地調査のお願い	9
10	固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧	9
III	償却資産の評価と課税の仕組み	
1	評価額の計算方法	10
2	税額の計算方法・免税点	10
3	定率法による減価率と減価残存率	11
4	非課税	12
5	課税標準の特例	12
参考2	主な償却資産の耐用年数表	13
IV	償却資産申告書等の記入例	
1	償却資産申告書（償却資産課税台帳）	14
2	種類別明細書（増加資産・全資産用）	16
3	種類別明細書（減少資産用）	18
	償却資産のQ&A	20

参考1 主な業種別の償却資産

各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、広告塔、ネオンサイン、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、看板、中央監視制御装置、エアコン、パソコン、コピー機、金庫、受変電設備など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、テレビ、レジスター、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケセットなど
理容業、美容業	理容・美容いす、洗面設備、タオル蒸器、レジスター、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備など
製パン業 製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機など
医 院 歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電子血圧計、脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネットなど
駐車場業	柵、照明などの電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）など
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
旅館、ホテル、バー 喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、エレベーターなどの楽器、ミラーボール、放送設備など
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、還元機など
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機など
建設業	ブロッケージ、トランスシヨッパ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、レジスター、自動販売機、独立キャノピーなど
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤など
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、プレス機、せん断機など
浴場業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプなど
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機など
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備など
農 業	田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車など
漁 業	漁船、GPS、巻上機、いけすなど
不動産賃貸業	駐車場アスファルト舗装、コンクリート舗装、看板、門、塀、外灯、フェンス、側溝、緑化設備（植木等）、自転車置場、ルームエアコン、屋外給排水ガス設備、受変電設備、太陽光発電設備など

I 償却資産の申告について

1 申告をしていただく方

令和6年1月1日現在、明石市内に土地や家屋以外の事業用の償却資産を所有されている個人や法人。

また、**償却資産を所有していない場合も申告書の「18備考」欄の「2. 該当資産なし」**に○をつけ、ご提出をお願いいたします。

2 提出書類

提出書類名	摘	要
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	2枚複写になっています。 1枚目の「明石市提出用」を、必ず提出してください。	
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	2枚複写になっています。増加した資産を申告する場合に、 1枚目の「明石市提出用」を提出してください。	
種類別明細書 (減少資産用)	2枚複写になっています。減少した資産を申告する場合に、 1枚目の「明石市提出用」を提出してください。	

※ **訂正は**、訂正部分に二重線を引いてください。破損等書類が足りない場合はご連絡ください。改めてお送りします。

※ 申告書等は複写用紙を使用していますので、ボールペンで記入してください。

※ **申告書等の記入方法がわからない場合は**、お電話いただくか、お早めに**市役所西庁舎 2階の資産税課**までお越しください。お越しになる場合、下記の2点をお持ちください。
①申告書等一式 ②固定資産台帳などの減価償却資産の明細書

※ 自社電算等により申告される方は、必ず同封の申告書(明石市提出用)を添付してください(所有者コードを確認するため)。

令和6年1月1日現在所有する全資産について、1行1件ずつ、評価額を計算、表示してください。また、増加資産と減少資産の明細書も添付してください。

3 初めて申告される方

- 申告する資産がある場合 ⇒ 「申告書」と「種類別明細書(増加資産・全資産用)」を提出してください。
- 申告する資産がない場合 ⇒ 「申告書」のみ提出してください。
(「18備考」欄の「2. 該当資産なし」に○をつけ、電話番号を記入してください。)

4 前年度までに申告された方

・資産の増加も減少もない場合 ⇒ 「申告書」のみ提出してください。
(「18備考」欄の「1. 増減なし」に○をつけ、電話番号を記入してください。)

・資産の増加や減少がある場合 ⇒ 増加資産は「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記入し、減少資産は「種類別明細書(減少資産用)」に記入して「申告書」とあわせて提出してください。

※ 令和6年1月1日現在所有している資産と、同封の「償却資産種類別一覧表」(令和5年1月1日現在所有していた償却資産全部の明細)を参照の上、資産の増減を確認してください。**申告もれ**の資産があれば、あわせて申告してください。

5 令和6年1月1日現在、市内で事業をしていない方

申告書の「18備考」欄に、記入例のように記入の上、申告書のみ提出してください。

理由	申告書「18備考」欄の記入例
倒産・廃業	「3. 倒産・廃業」に○をつけ 廃業等の年月日 を記入。
市外転出	「4. その他」に○をつけ、「○年○月○日○市へ転出」と記入。
個人死亡・個人引継	「4. その他」に○をつけ、「○年○月○日 本人死亡につき○○○○が資産引継ぎ」等と記入。
個人廃業・法人設立	「4. その他」に○をつけ「○年○月○日法人設立。法人名○○(株)」等と記入。
休業	「4. その他」に○をつけ「○年○月○日休業」と記入。
市内事業所なし	「4. その他」に○をつけ「明石市内に事業所なし。登記簿上の所在地は明石市だが○○市で営業」等と記入。

6 電子申告される方

eLTAX(エルトックス・地方税ポータルシステム)により、所定の手続きにしたがつて、インターネット上から申告することができます。

eLTAXに関するお問い合わせ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

なおeLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>

II 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地と家屋以外で、事業の用に供することのできる有形減価償却資産で、その**減価償却額（減価償却費）が法人税法（所得税法）の規定による所得の計算上、損金（必要な経費）に算入されるものです。**

ただし、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の対象となる車両や、一括償却資産は除かれます。

2 申告の対象となるもの

- ① **耐用年数が2年以上で取得価額が10万円以上の資産**
ただし、取得価額が10万円未満であっても、固定資産として計上されている資産については申告対象
- ② 耐用年数を経過した資産で、帳簿上残存価格のみが計上されている資産であっても、事業の用に供することができる資産
- ③ 帳簿に記録されていない、いわゆる簿外資産
- ④ 遊休・未稼働であっても、事業の用に供することができる資産
- ⑤ 減価償却を行っていない場合でも、本来、減価償却が可能な資産
- ⑥ 従業員の福利厚生用に供されている設備、備品などの資産
- ⑦ 他の事業所に貸し付けている資産（いわゆるリース資産）
- ⑧ 割賦購入資産で、割賦金を完済していない場合であっても、既に事業の用に供することができきる資産
- ⑨ 資産の価値を増加させるための修理、改良などの費用
- ⑩ **大型特殊自動車**（車両番号の分類番号が「0,00～09,000～099」「9,90～99,900～999」のもの）
- ⑪ **テナントが自費で施工した内装や建築設備**
- ⑫ **中小企業者の少額資産の特例により損金算入した30万円未満の資産**

※ 申告の対象となる資産は、「法人税確定申告書の別表16（1）、（2）、（減価償却資産の計算に関する明細書）」または「所得税確定申告書の減価償却の計算欄」に記載された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税（種別割）および軽自動車税（種別割）が課税されるものを除いた内容とおおむね一致します。

※ 大型特殊自動車などの移動性償却資産、建設用機械などの可動性償却資産の、主たる定置場が明石市の場合、明石市に申告してください。

3 申告の対象とならないもの

- ① 一時に損金（必要な経費）に算入された、**取得価額が10万円未満の資産**
- ② **3年間で一括して損金（必要な経費）に算入された、取得価額が20万円未満の資産（いわゆる一括償却資産）**
- ③ **自動車税（種別割）が課税される自動車、軽自動車税（種別割）が課税される軽自動車**
- ④ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用や興行用の動植物は申告対象）
- ⑤ 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェアなど）
- ⑥ 家庭用のみ使用される資産（家庭と事業で共用される資産は申告対象）
- ⑦ **土地、家屋**
- ⑧ たな卸資産（商品、製品、半製品、消耗品で貯蔵中のものなど）
- ⑨ 繰延資産（創業費、開業費など）
- ⑩ **リースを受けている資産（無償譲渡される資産や、割賦販売で購入される資産は申告対象）**

4 少額資産等の取扱い

少額償却資産の国税での会計処理	固定資産税での取扱い
① 10万円未満の資産のうち、一時に損金（必要な経費）に算入されたもの	課税対象外、申告不要
② 20万円未満の資産のうち、3年で均等償却されたもの（一括償却資産）	課税対象外、申告不要
③ 個別償却	課税対象、申告必要

※ ①②については、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供するものは、除外されます。

※ 国税において、中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得し、取得価額の全額を損金に算入する特例適用を受けた資産については、**固定資産税においては適用されませんので申告が必要**です。

5 償却資産の種類と主な事例

資産の種類	内 容
構 築 物	門、塀、ドック、緑化施設、煙突、広告塔、舗装路面（駐車場の舗装も含む）、賃貸ビルなどに附加された内装と建物附属設備など
機 械 及 び 装 置	機械式駐車場設備、太陽光発電設備、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル）、運搬設備（クレーンなど）各種産業用機械及び装置など
船	客船、貨物船、モーターボート、漁船など
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、シヨベルローダー、コンバイン、トラクターなどの大型特殊自動車、台車など（ 自動車税の種別割・軽自動車税の種別割対象となる車両は申告不要です。 ）
工 具 、 器 具 及 び 備 品	取付工具、レジスター、ステレオ、ロッカー、金庫、陳列ケース、厨房用品、テレビ、冷暖房用機器、パソコン、ネオンサイン、理容・美容機器、医療機器、冷蔵庫など

6 家屋の建築設備と償却資産の区分

家屋の建築設備については、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは、原則として家屋に含めて取り扱います。下の表が償却資産と家屋の一般的な区分の例示です。償却資産とするものは申告してください。ただし、償却資産とするものでも、既に家屋に含めて評価されている場合は申告の対象外です。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家用発変電設備・受変電設備など（配線などを含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産または業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、水銀灯などの屋外照明設備	屋内照明設備 配分電盤
電話設備	電話機、交換機などの装置・器具類	配線
インターホーン設備	インターホーン器具、マイクホン、アンプなどの装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤などの装置・器具類	配線
火災通報装置	屋外の装置（配線を含む）	屋内の装置
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備 スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置一式（配線などを含む）	
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっていない設備	家屋と一体となっていない設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備 給排水設備	特定の生産または業務用設備（配管などを含む）、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	可動式のパッケージエアコン、ルームクーラーなど	家屋と一体となっていない設備
厨房設備 洗濯設備	炊飯器、洗濯機などの顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院など）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	生産ライン用リフト、工場などのベルトコンベアー	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
店舗などの 事業用造作設備	カウンター、陳列棚、簡易間仕切りなどで容易に取り外しのできるもの	
避雷設備、換気設備 衛生設備		設備一式
太陽光発電設備	架台に乗せて屋根に設置しているもの、家屋以外の場所に設置しているもの	家屋に一体の建材（屋根材等）として使用しているパネル

7 テナントの内装

貸ビル、貸店舗などで、賃借人など家屋の所有者と異なる方（いわゆるテナント）が、自費で施工し取得した内装・建物附属設備などは、テナント側の償却資産として取り扱いますので、テナントの方から申告してください。（地方税法第343条第10項）

8 国税と固定資産税の取扱いの相違

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	評価額は半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	○	×
特別償却・割増償却制度 （租税特別措置法）	○	×
増加償却 （所得税、法人税）	○	○
陳腐化償却 （耐用年数の短縮）	○	○
評価額の最低限度	備忘価額1円まで	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価

○……認められます ×……認められません
 ※ 固定資産税での取扱いでは、圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金などで取得した資産で取得価額を圧縮したものは、圧縮前の価額を取得価額としてください。

9 実地調査のお願い

申告書受付後、申告内容を確認するために**地方税法第354条の2**に基づき国税資料との突合のほか、**地方税法第408条**の規定に基づき、実地調査を行っていますので、ご協力をお願いします。その際、国税申告書添付書類〔減価償却資産内訳・明細書（写）、または、減価償却資産の計算書（写）〕等の提出や閲覧をお願いします。また、調査等に伴って修正申告をしていただく場合があります。

※ 正当な理由がなく調査に協力されない場合は、**地方税法第354条**の規定により罰金等が科されることとなります。

10 固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧

固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧は、縦覧期間中（4月1日から第1期納期限まで）は無料です。縦覧期間以外は、1件300円です。閲覧される方の本人確認書類が必要で、また、代理人の方や法人の使用者の方が閲覧する場合は、承諾書の代理を証する書面が必要です。なお、償却資産の一品ごとの明細表もご確認いただけます。

Ⅲ 償却資産の評価と課税の仕組み

1 評価額の計算方法

申告された資産について、取得年月、取得価額、耐用年数に応じて、次の表のとおり1件ずつ評価額を計算します。

ただし、**計算結果が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。**

区分	評価額
前年中に取得された資産	取得価額 × (1 - 減価率 × 1 / 2) ※1
前年前に取得された資産	前年度評価額 × (1 - 減価率) ※2

※3 「減価率 × 1 / 2」は小数点以下第3位まで

※4 減価率は耐用年数ごとに異なります。次ページ「3 定率法による減価率と減価残存率」をご参照ください。

2 税額の計算方法・免税点

上記1により算出された評価額が課税標準額となり、これに**税率 (1.4%)** をかけたものが税額です。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、課税標準の特例により軽減される額を差し引いた額が課税標準額になります。

免税点・・・**課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、課税されません。**

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4 / 100)$$

税額の計算例

<令和5年6月取得の取得価額200万円の器具（耐用年数10年）のみ所有する場合>

令和6年度評価額 1,794,000円 (200万円 × 0.897) = 課税標準額

課税標準額に税率をかけ25,116円 (1,794,000円 × 1.4 / 100)。税額の100円未満は切り捨てられるので、25,100円が令和6年度の税額になります。

ちなみに、令和7年度は評価額1,424,436円 (1,794,000円 × 0.794) = 課税標準額となり、150万円未満なので課税はありません。

ただし、他にも品目があり、その合計が150万円以上であれば課税になります。

3 定率法による減価率と減価残存率

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの (A)	1 - 減価率 / 2			前年取得のもの (B)	1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	2.5	0.088	0.956	0.912
3	0.536	0.732	0.464	2.6	0.085	0.957	0.915
4	0.438	0.781	0.562	2.7	0.082	0.959	0.918
5	0.369	0.815	0.631	2.8	0.079	0.960	0.921
6	0.319	0.840	0.681	2.9	0.076	0.962	0.924
7	0.280	0.860	0.720	3.0	0.074	0.963	0.926
8	0.250	0.875	0.750	3.1	0.072	0.964	0.928
9	0.226	0.887	0.774	3.2	0.069	0.965	0.931
10	0.206	0.897	0.794	3.3	0.067	0.966	0.933
11	0.189	0.905	0.811	3.4	0.066	0.967	0.934
12	0.175	0.912	0.825	3.5	0.064	0.968	0.936
13	0.162	0.919	0.838	3.6	0.062	0.969	0.938
14	0.152	0.924	0.848	3.7	0.060	0.970	0.940
15	0.142	0.929	0.858	3.8	0.059	0.970	0.941
16	0.134	0.933	0.866	3.9	0.057	0.971	0.943
17	0.127	0.936	0.873	4.0	0.056	0.972	0.944
18	0.120	0.940	0.880	4.1	0.055	0.972	0.945
19	0.114	0.943	0.886	4.2	0.053	0.973	0.947
20	0.109	0.945	0.891	4.3	0.052	0.974	0.948
21	0.104	0.948	0.896	4.4	0.051	0.974	0.949
22	0.099	0.950	0.901	4.5	0.050	0.975	0.950
23	0.095	0.952	0.905	5.0	0.045	0.977	0.955
24	0.092	0.954	0.908	5.5	0.041	0.979	0.959

【ご注意】

税法改正によって、計算方法等が変更になることがあります。

4 非課税

地方税法第348条等に規定する資産については、非課税となります。該当する資産を所有されている方は、それを証明する関係書類と「固定資産税非課税申告書」を提出してください。

(例) 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会が所有し、かつ、政令で定める漁船用燃料の貯蔵施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

5 課税標準の特例

地方税法第349条の3、本法附則第15条等に規定する資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。該当する資産を所有されている方は、それを証明する関係書類と、「固定資産税課税標準の特例適用申請書」(必要な場合はご連絡下さい。)を提出してください。主なものは次のとおりです。

適用条項	特例が適用される施設・資産	課税率																
第1号	水質汚濁防止法に規定する特定施設等の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの	1/2																
第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設で総務省令で定めるもの	1/2																
第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの	1/2または1/3																
第5号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの	4/5																
第32項	補助開始対象期間に政府の補助で総務省令に定めるものを受けた者が取得した特定事業所内保育施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの	補助開始日の属する年の翌年から5年度分 1/3																
第45項	中小事業者等が、適用期間内に中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>質上げの表明</th> <th>設備の取得時期</th> <th>適用期間</th> <th>課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日</td> <td>3年間</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>令和5年4月1日から令和6年3月31日</td> <td>5年間</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>令和6年4月1日から令和7年3月31日</td> <td>4年間</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>	質上げの表明	設備の取得時期	適用期間	課税率	なし	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	1/2	あり	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	1/3	あり	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	1/3
質上げの表明	設備の取得時期	適用期間	課税率															
なし	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	1/2															
あり	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	1/3															
あり	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	1/3															

※ 上記の表は令和5年度の税法改正に沿っていますが、資産の種類・取得時期によっては改正前の税法による特例が適用される場合がありますので、ご注意ください。

※ 令和6年度の税法改正により、特例の適用規定が変更されることがありますので、ご注意ください。

参考2 主な償却資産の耐用年数表

資産種類	資産名称	耐用年数	資産名称	耐用年数	資産名称	耐用年数
構築物	電気設備(照明含む)	15	エレベーター	17	簡易可動間仕切り	3
	給排水衛生ガス設備	15	金属製日除け	15	金属造打込み井戸	10
	エスカレーター	15	金属製以外の日除け	8	庭園	20
	工場緑化施設	7	通信用ファイバー線	10	鉄筋コンクリート塀	30
	アスファルト舗装路面	10	露天式立体駐車設備	15	ブロック塀	15
	金属造以外の広告塔	10	コンクリート舗装路面	15	街路灯・ガードレール	10
	金属造広告塔	20				
機械及び装置	食料品製造用設備	10	漁業用設備	5	飲食店業用設備	8
	家具、装飾品製造用設備	11	水産養殖用設備	5	飲食料品小売業用設備	9
	デジタル印刷システム設備	4	自動車整備用設備	15	洗濯業、理容業、美容業、	13
	印刷設備	10	ガソリンスタンド設備	8	浴場業用設備	10
	農業用設備	7	宿泊業用設備	10	機械式駐車設備	10
船舶	モーターボート	4	漁船(20t未満)	8	木船	8
	引き船	10			プラスチック・FRP船	5
航空機	ヘリコプター	5	飛行機で最大離陸重量が5.7t以下	5		5
	グライダー	5	飛行機で最大離陸重量が5.7t以下	8		8
車両及び運搬具	台車	金属製のもの	7			
		その他のもの	4			
	治具、取付工具	3	コピー機	5	消毒殺菌用機器	4
	金属加工用金型	2	冷蔵庫・冷凍庫	6	手術機器	5
	切削工具	2	陳列棚(冷凍・冷蔵機付)	6	レントゲン	6
	事務機、事務いす	15	自動販売機	5	ファイバースコープ	6
	接客業用応接セット	5	テレビ	5	歯科診療用ユニット	7
	パチンコ器	2	カメラ、映写機	5	ベッド	8
	パチスロ器	3	厨房用品	5	漁具	3
	看板、ネオンサイン	3	理容・美容機器	5	葬儀用具	3
パソコン	4	音響機器	5	楽器	5	
パソコン(サーバー用)	5	放送用設備	6	無人駐車管理装置	5	
プリンター	5	ガス湯沸器	6	レジスター	5	
ファクシミリ	5	冷暖房機器	6	金庫(手さげ以外)	20	

IV 償却資産申告書等の記入例

1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

申告書を提出する年月日を記入してください。

① 電話番号を記入してください。
住所に変更があれば訂正してください。

② 法人の場合は代表者名を記入してください。
屋号を記入してください。
氏名に変更があれば訂正してください。

③ 個人のの方は12桁の個人番号を、法人には13桁の個人番号を記入してください。法人の場合は資本金等も記入してください。

④ 事業の種目を記入してください。複数の事業を行う場合は、主たる事業種目を記入してください。法人の場合は資本金等も記入してください。

⑤ 事業を開始した年月を記入してください。

⑥ この申告に回答される方の氏名、電話番号を記入してください。

⑦ 経理を委託している税理士等の氏名、電話番号を記入してください。

令和6年 1月 16日 明石市長 殿

明石市長 殿

令和6年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

住所 千 673-0883 明石市 中崎1丁目5番1号 (電話) 078-912-1111

1 住所 (又は納税通知書送付先)

2 氏名 株式会社 明石町土木工業 代表取締役社長 明石町太郎 (屋号)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 (資本金等の額) 総合建設業 (200)

5 事業開始年月 昭和54年 7月

6 この申告に回答する者の氏名 明石町太郎 (電話) 078-912-1111

7 税理士等の氏名 兵庫三郎 (電話) 078-918-5015

8 短縮耐用年数の承認 有

9 増加償却の届出 有

10 非課税該当資産 有

11 課税標準の特例 有

12 特別償却又は圧縮記帳 有

13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法) 定率法

14 青色申告 有

15 明石市中崎1-5-1

16 借入資産 (有・無) 有 中崎信販(株) 自動販売機 3台

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家) 自己所有

18 備考 (添付書類等) 18

この用紙は複写式です。本人控用をこの用紙の下に重ねて記入してください。

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	26,000,000	1,000,000	2,000,000	27,000,000
2 機械及び装置	15,300,000	4,800,000	20,500,000	31,000,000
3 船				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	6,000,000			6,000,000
6 工具、器具及び備品	13,200,000	1,640,000	2,240,000	13,800,000
7 合計	60,500,000	7,440,000	24,740,000	77,800,000

資産の種類別 課税標準額 (ト)

1 構築物 6,000,000

2 機械及び装置 13,800,000

3 船

4 航空機

5 車両及び運搬具 6,000,000

6 工具、器具及び備品 13,800,000

7 合計 77,800,000

評価額 (ホ) 7,440,000

決定価格 (ヘ) 24,740,000

課税標準額 (ト) 77,800,000

当該申告書に記載の資産は、前年中に取得したもの、前年中に減少したもの、前年中に取得したものの合計額を算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

自社電算により申告される方のみ記入してください。

(イ) 前年前に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。この欄の合計額は「種類別明細書(減少資産用)」の取得価額の合計額と同じです。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。この欄の合計額は「種類別明細書(減少資産用)」の取得価額の合計額と同じです。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。この欄の合計額は「種類別明細書(増加資産用)」の取得価額の合計額と同じです。

(ニ) ((イ)-(ロ)+(ハ)) 前年中に取得したものの取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。

- ⑧ 国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方に○をつけてください。
- ⑨ 税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方に○をつけてください。有の場合、「届出書」の写しを添付してください。
- ⑩⑪ 非課税や課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方に○をつけてください。有の場合、「固定資産税非課税申告書」または「固定資産税課税標準の特例適用申請書」を提出してください。
- ⑫ 租税特別措置法の規定による特別償却と、法人税法(所得税法)の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方に○をつけてください。ただし、特別償却、圧縮記帳は、償却資産の評価では認められていません。
- ⑬ 税務会計上の償却方法について、該当する方に○をつけてください。
- ⑭ 青色申告の有無について、該当する方に○をつけてください。
- ⑮ 明石市内にある事業所等資産の所在地を記入してください。複数ある場合は、主たる所在地の番号に○をつけてください。
- ⑯ 借入資産の有無について、該当する方に○をつけてください。借入資産がある場合は、貸主の名称、資産名などを記入してください。
- ⑰ 事業所用家屋の所有区分について、該当する方に○をつけてください。
- ⑱ 前年中に資産の異動がなかった場合は、「1. 増減なし」に○をつけてください。申告すべき資産がない場合は、「2. 該当資産なし」に○をつけてください。法人の場合、決算月を「4. その他」の欄に記入してください。倒産・廃業等の場合、「3. 倒産・廃業」に○をつけ、廃業等の年月日を入力してください。次の事項に該当する場合は、「4. その他」に○をつけ、下記等を記入してください。
- 添付書類がある場合、その書類の名称
 - 課税標準の特例や非課税に該当する資産を所有する場合、その適用条項。
 - 前年中に所有者の住所、氏名に異動があった場合、異動年月日と旧の住所、氏名など参考となる事項。
 - 償却資産が災害その他の事故により、著しく損傷するなど、特別の事由により、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度。
 - その他、この申告に必要な事項や、償却資産の評価の参考となる事項。

2 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

① 今年度は「6」と記入してください。

② 所有者コードを記入してください。

③ 資産の種類により、対応する数字を記入してください。

- ・構築物 → 1
- ・機械及び装置 → 2
- ・船舶 → 3
- ・航空機 → 4
- ・車両及び運搬具 → 5
- ・工具、器具及び備品 → 6

④ 資産の名称等を記入してください。

⑤ 数量を記入してください。

⑥ 資産を取得した年月を記入してください。

⑦ 取得価額を記入してください。取得価額には据付費などを含まず、消費税の免税事業者の場合、消費税を含めて記入してください。免税事業者以外の事業者で、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まず、税込経理方式を採用している場合は消費税を含めて記入してください。

⑧ 耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、2、5~8に掲げる耐用年数を記入してください。

⑨ 氏名または名称を記入してください。また、3枚のうち2枚目というように、ページ数を記入してください。

⑩ 増加事由
資産が増加した事由につき、該当する番号に○をつけてください。

⑪ 摘要
当該資産につき、次のような事項を記入してください。

※所有者コードは申告書右上に記載しています。

令和 6 年度

株主名簿記載用紙(明石市提出用) 第二十六号様式別表二 明石市提出用

行番	資産のコード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	減価償却率	課税標準額	備考
01	09	1	広告塔	1	5 05 02	2,000,000	20%	2,000,000	02
02	02	1	ハ・ワジョーベル	1	5 05 04	6,500,000	5%	6,500,000	02
03	02	1	フルド-ザー	1	5 05 05	7,500,000	5%	7,500,000	02
04	02	1	ハ・ワジョーベル	1	5 05 09	6,500,000	5%	6,500,000	02
05	06	1	パソコン	1	5 04 11	255,000	4%	255,000	02
06	06	3	パソコン	3	5 04 05	840,000	4%	840,000	02
07	06	1	応接セット	1	5 05 10	505,000	8%	505,000	02
08	06	2	エアコン	2	5 05 10	640,000	6%	640,000	02
09						0		0	
10						0		0	
11						0		0	
12						0		0	
13						0		0	
14						0		0	
15						0		0	
16						0		0	
17						0		0	
18						0		0	
19						0		0	
20						0		0	
小計						24,740,000			

明石市

この欄は記入しないでください。

⑨ 氏名または名称を記入してください。また、3枚のうち2枚目というように、ページ数を記入してください。

⑩ 増加事由
資産が増加した事由につき、該当する番号に○をつけてください。

- ・新品取得 → 1
- ・中古品取得 → 2
- ・移動による受入れ → 3
- ・その他 → 4

⑪ 摘要
当該資産につき、次のような事項を記入してください。

- ・申告もれの場合、その旨の表示。
- ・課税標準の特例や非課税に該当する資産について、その適用条項。
- (例) 法第349条の3第1項
- ・耐用年数の変更があった場合、その旨の表示。
- ・短縮耐用年数を適用している資産について、その旨の表示。
- ・増加償却を行っている資産について、その旨の表示。
- ・その他、価額の決定に当たって必要な事項。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかにも○印を付けてください。

3 種類別明細書 (減少資産用)

① 今年度は「6」と記入してください。

② 所有者コードを記入してください。
※所有者コードは申告書右上に記載しています

③～⑨ 同封の「償却資産種類別一覧表」から、減少資産の数字、文字を転記してください。
※ ④抹消コードには「償却資産種類別一覧表」の資産コードを転記してください。
※ ⑦取得年月の年号は「3. 昭和」「4. 平成」「5. 令和」です。
※ ⑥⑧数量、取得価額は、資産の一部が減少した場合、当該資産の減少した部分に対応する数量と取得価額を記入してください。(行番号05のとおり)

⑩ 氏名、名称を記入してください。
また、3枚のうち2枚目というように、ページ数を記入してください。

⑪ 減少した事由とその区分について、該当する番号をそれぞれ○をつけてください。
・減少した事由
「1. 売却」
「2. 滅失、廃棄」
「3. (企業内)移動」
「4. その他」
・減少した区分
「1. 全部」
「2. 一部」

⑫ 摘要
当該資産の売却先や移動先など、具体的な減少内容を記入してください。
その他、当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

令和6年度		種類別明細書 (減少資産用)		所有者		名称		枚数		取得年月		取得価額		耐用年数		減価償却率		償却標準額		課税標準額				
行番号	所有者コード	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年月	取得価額 千円	取得価額 円	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数		
01	098765432	1	広告塔	1	36007	1000000	20	1000000	20	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2
02	30200		バルブ・サー	1	42001	4800000	05	4800000	05	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2
03	66400		エアコン	1	41512	200000	06	200000	06	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2
04	66410		自動販売機	1	50111	420000	05	420000	05	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2
05	66470		パソコン	2	42411	700000	04	700000	04	100	3	4	1	0	100	3	4	1	0	100	3	4	1	0
06	66472		パソコン	1	42511	320000	04	320000	04	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2	100	3	4	0	2
07																								
08																								
09																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
				小計	7																			

償却資産のQ&A

Q1 当社は赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行いません。減価償却を行っていない資産でも申告は必要ですか？

A1 **現実には減価償却を行っていない資産であっても、申告の対象となる償却資産であれば申告は必要です。**

Q2 法人の決算は3月末ですが、償却資産の申告は？

A2 **償却資産の申告は決算期にかかわらず、1月1日現在の資産の状況について1月31日までに申告することが義務づけられています。**

Q3 リース期間終了後、当社に無償譲渡されることとなっているリース資産は、当社とリース会社のどちらが償却資産の申告を行わなければならないのでしょうか？

A3 **リース期間終了後に無償譲渡されることになっている場合は、借主である貴社が申告を行ってください。**

ただし、**ただ単に償却資産のリースを受けている場合は、リース会社が申告を行うことになりますので、貴社からの申告は不要です。**

Q4 申告をしない場合や、虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

A4 正当な理由がなく申告されなかった場合は、過料が科されることがあります（地方税法第386条）。また、虚偽の申告をされた場合は罰金刑に処されることがあります（地方税法第385条）。これらの場合、さかのぼって課税されたり、延滞金を徴収されたりすることがありますのでご注意ください。

